

# 和歌山県木材利用方針

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、国の公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。）に即して策定するものであり、公共建築物等における木材の利用の促進を図るため、公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向、公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材の利用の目標、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項並びに公共建築物以外での木材の利用の促進に関する必要事項等を定める。

## 第1 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

和歌山県の県土面積の77%を占める森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、和歌山県内の森林から産出され、和歌山県内で加工された木材（以下「紀州材」という。）の利用を促進することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮とともに、素材生産から製材・加工に至る地域林業や木材産業等の振興に寄与するなど、県経済の活性化に資するものである。

また、木材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献するものである。

このようなことから、法の趣旨を踏まえ、木材とりわけ紀州材の率先使用を進めることとし、県が実施する事業はもとより、広く県民一般の利用に供される公共建築物の木造化・木質化を積極的に推進し、木材の良さを普及啓発することで、紀州材の需要拡大を図る。

## 第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木材の利用を促進すべき公共建築物

本県において木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

### 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

- (1) 県が整備する公共建築物の整備に当たっては、可能な限り紀州材を使用することとし、合法性が証明されたものを使用するものとする。
- (2) 県は、市町村が法第9条第1項に規定する市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定め積極的に紀州材を利用する場合、これを支援するよう努めるものとする。

- (3) 県は、国、市町村、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者、その他の関係者及び木材の利用促進に努める設計者等と相互に連携し、紀州材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。
- (4) 県は、市町村等が行う公共建築物の整備に助成する場合にあっては、事業主体の理解を求め、可能な限り紀州材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

### 第3 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

#### 1 木造化の推進

- (1) 県が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（注）の公共建築物においては、原則として木造化を図るものとする。  
ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。
- (2) 県が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。
- (3) 木造化が困難な施設は、木造と他工法との混構造を検討するなど、可能な限り紀州材の使用について配慮するものとする。

#### 2 木質化の推進

県は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、直接又は間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進するものとする。

#### 3 木質家具等の導入の推進

県は、その整備する公共建築物において使用する家具等については、経費が著しく割高となる場合や業務に支障のある場合を除き、木製品の優先導入に努めるものとする。

#### 4 木質バイオマスの利用の推進

県は、その整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、その導入コスト、燃料コスト、維持管理コスト、燃料の供給体制等について考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

### 第4 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

#### 1 木材の安定的な供給の確保

県は、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者、その他木材の供給に携わる者が連携して取り組む紀州材の適切な供給確保を促進するため、国が行う法第10条第1項に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度に協力するとともに、必要な施策の着実な推進を図るものとする。

## 2 公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する技術の開発等

県は、木材製造業者やその他の木材生産に携わる者等と連携し、紀州材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るものとする。

## 第5 公共建築物以外での木材の利用の促進

### 1 住宅や民間事業所等における木材の利用の促進

住宅や民間事業所等に紀州材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・県経済両面に貢献するものであることから、建築関係者や木材製造業者と連携し、住宅等における紀州材の利用を促進するものとする。

### 2 公共土木工事や公共施設の工作物等における木材の利用の推進

県は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等での紀州材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木製ガードレールや公園の木柵など木材製品の利用に努めるものとする。

また、県は、新たな工法や製品の開発を促進するとともに、建設業者への技術支援、情報の提供等により、土木工事や工作物等での紀州材の利用を推進するものとする。

### 3 木質バイオマスの利用の促進

県は、木質バイオマスの県民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

## 第6 木材の利用の促進に関するその他必要事項

### 1 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項

県は、公共建築物の整備において紀州材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努め、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等を十分考慮し、紀州材の利用に努めるものとする。

### 2 公共建築物等における木材の利用の推進体制

#### (1) 紀州材の利用の推進体制

県は、公共建築物等における紀州材の利用の促進を効果的に図っていくため、県の関係部局等で組織する「木の国プロジェクト推進会議」（平成9年1月8日設置）を推進機関として、公共建築物等における紀州材の利用の取組を推進するものとする。

#### (2) 紀州材の利用状況に関する調査

「木の国プロジェクト推進会議」は、県が整備する公共建築物における紀州材の利用状況を把握するため、毎年度、利用状況に関する調査を実施し、その結果

を公表することにより公共建築物等における紀州材の利用を効果的に推進するものとする。

(注) 低層

この方針では、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000 m<sup>2</sup>以下の建築物であって、建築基準法等において耐火性能を求められないものをいう。